

徳島県および香川県所在貿易企業における 取引契約上の留意点に関する考察

—2014年アンケート調査より—

吉田友之

はしがき

筆者は、徳島県および香川県に所在する貿易業者を対象として2014年に「トレード・タームズ (Trade Terms ; 貿易定型取引条件) の使用実態」についてアンケート調査を実施した¹⁾。同調査から所期の目的は達成できその成果を論文にまとめたが、副産物として業者の売買契約にかかわる現状のデータを入手することができた。このデータはとくに中小貿易企業に対して示唆に富む事項の証明ともなっていた。つまりそれは、貿易業者が貿易売買契約で取り決めるべき条件であると理論上いわれていることは、実際上どの程度まで盛り込まれているのかにつ

1) ◆徳島県

①調査のテーマ：トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間：2014年9～10月の約1ヶ月間。③調査対象者：日本貿易振興機構 (ジェトロ) 徳島貿易情報センター編『徳島県国際取引企業名簿2013』徳島県商工労働部観光国際局国際戦略課グローバル戦略室に掲載された企業中、現在直接輸出および／または直接輸入を行っているとの記載のある全業者。但し、県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法：アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数94件で回収数45件であった。そのうち有効回答数は39件で、6件は「直接貿易は行っていない」であった。したがって、回収率は47.9% (45件÷94件)、有効回収率は41.5% (39件÷94件)、無効回答を除く有効回答率は44.3% (39件÷(94件-6件)) であった。

◆香川県

①調査のテーマ：トレード・タームズ (貿易定型取引条件) に関するアンケート調査。②調査の実施期間：2014年9～10月の約1ヶ月間。③調査対象者：日本貿易振興機構 (ジェトロ) 香川貿易情報センター『2012-13年版香川県貿易投資関係企業名簿』に掲載された企業中、貿易形態の項目で直接輸出および／または直接輸入との記載があり、かつ同一グループ企業内貿易ではないとみられる全業者。但し、県内に本社を置いていない企業については調査対象から除外した。④調査の実施方法：アンケート票、アンケート実施の趣旨と回答協力依頼状、返信用封筒を同封のうえ郵送またはメール便で送付し、返送を依頼した (いわゆる郵送調査法)。⑤回答者数：アンケート調査票送付総数106件で回収数33件であった。そのうち有効回答数は29件で、4件は「直接貿易は行っていない」、「商社を通じての貿易」であった。したがって、回収率は31.1% (33件÷106件)、有効回収率は27.4% (29件÷106件)、無効回答を除く有効回答率は28.4% (29件÷(106件-4件)) であった。

いてつまびらかにしていた。これらは、そのデータ内容からして、同調査の所期の目的に基づきすでに発表した論文²⁾と分けて発表した方がよいと筆者が判断し、別に本稿をまとめあげている。

第1章では貿易業者は貿易取引上の必須条件として使用するトレード・タームズに対していかなる準拠規則を採用しているのか。第2章では貿易業者がトレード・タームズに対する準拠規則を取り決めていない場合の理由とその対処方法はどうしているのか。第3章では貿易売買契約書にどのような内容の紛争解決方法規定を行っているのか。第4章ではウィーン売買条約をどの程度理解しているのか。以上について、2014年の調査データに基づいて考察を行いたい。そして貿易売買契約書の中で詳細な事項まで売買両当事者間で合意しておくことが理論上最良であるといわれているが、これは実務上と乖離しているのか。乖離があるとすればどのような点であるのかを明らかにしたうえで、とくに貿易業者が貿易取引を行う際に契約上の留意点について言及したい。

第1章 利用トレード・タームズに準拠する規則

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「貴社が使用するトレード・タームズは何に準拠していますか」(1~2つ回答)について質問したところ³⁾、表1の回答を得た。

表1 トレード・タームズの準拠規則
[左段：回答者ベース]⁴⁾ [右段：回答数ベース]⁵⁾ (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 [33件] (38件)	2014年 [26件] (28件)
インコタームズ2010年版	5件 [15.2] (13.2)	9件 [34.6] (32.1)
インコタームズ2000年版	4件 [12.1] (10.5)	1件 [3.8] (3.6)
インコタームズ1990年版	0件 [0.0] (0.0)	0件 [0.0] (0.0)
インコタームズ (何年版かは明示しない)	5件 [15.2] (13.2)	4件 [15.4] (14.3)
1941年改正米国貿易定義	0件 [0.0] (0.0)	1件 [3.8] (3.6)
同業者団体が規定した規則	4件 [12.1] (10.5)	1件 [3.8] (3.6)

2) 吉田友之「徳島県および香川県所在貿易業者が使用するトレード・タームズに関する考察-2014年アンケート調査より-」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第63巻2号、2018年9月。

3) 以下、本論中で傍点を付けているカッコ内の文はアンケート票の質問文である。

4) 回答頻度を示す (回答者が選択回答した割合)。

5) 回答比率を示す (全回答数からみて選択回答の占める割合)。

社内で独自に作成した規則	6件 〔18.2〕 (15.8)	2件 〔7.7〕 (7.1)
どの規則にも準拠していない	12件 〔36.4〕 (31.5)	8件 〔30.8〕 (28.6)
その他	2件 ⁶⁾ 〔6.1〕 (5.3)	2件 ⁷⁾ 〔7.7〕 (7.1)

2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下ようになっていた。

徳島では、「どの規則にも準拠していない」は2.8社に1社と最も高い回答頻度であった。つぎに「社内で独自に作成した規則」は5.5社に1社、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」はともに6.6社に1社,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」,「同業者団体が規定した規則」はともに8.3社に1社,「その他」は16.5社に1社とつづいていた。

香川では、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は2.9社に1社,「どの規則にも準拠していない」は3.3社に1社と上位2位の高い回答頻度であった。つぎに「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は6.5社に1社,「社内で独自に作成した規則」,「その他」はともに13.0社に1社,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」,「1941年改正米国貿易定義」,「同業者団体が規定した規則」はともに26.0社に1社とつづいていた。

両県の比較では、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は、香川では徳島と比べて高い回答頻度となっていた。一方、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、香川では徳島と比べて極めて低い回答頻度となっていた。香川では2010年版が使用されている反面、徳島では2010年版と2000年版が併用されていることが分かった。「どの規則にも準拠していない」,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、両県ともにほぼ同じ回答頻度となっていた。

回答数ベースでは以下ようになっていた。

徳島では、「どの規則にも準拠していない」は3割強,「社内で独自に作成した規則」は約1割5分,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」はともに1割強,「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」,「同業者団体が規定した規則」はともに1割,「その他」は約5分の順となっていた。

香川では、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は3割強,「どの

6) ・輸出がインコタームズ2010, 輸入がインコタームズ2000 [筆者注: インコタームズ2010と2000を選択したものとみなし, その他には含めていない], ・運送業者が作成のためわからない, ・乙仲にまかせている

7) ・農水省

2) 結果の実態比較

貿易形態によってトレード・タームズの準拠規則ごとに特徴があるかないかが分かる。

徳島では、表2のように、「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ2010年版⁸⁾」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」、「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向であったが、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ2000年版」は、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ(何年版かは明示しない)」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向がみられた。「同業者団体が規定した規則」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「社内で独自に作成した規則」は、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向であったが、「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「輸出業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出入業」、「輸出業」と比べて高い選択傾向となっており、「輸出入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。

香川では、表3のように、「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ2010年版」は、「輸出入業」、「輸出業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向となっており、「輸入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。「国際商業会議所(ICC)が制定したインコタームズ(何年版かは明示しない)」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。「どの規則にも準拠していない」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。

第2章 利用トレード・タームズに対する規則の非準拠理由

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「(どの規則にも準拠していない方は回答ください) どの規則にも準拠していない理由は何ですか」(2～3つ回答)について質問したところ、表4の回答を得た。

8) 以下、本論中で下線を付けているカッコ内の文は、クロス集計表中の「使用タームズに対する各種の準拠規則」部分を判別しやすくするためである。

表4 どの規則にも非準拠の理由(非準拠者のみ)
 [左段:回答者ベース](右段:回答数ベース)(単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 〔12件〕(25件)	2014年 〔8件〕(16件)
特に問題が生じたことがないから	8件 〔66.7〕(32.0)	7件 〔87.5〕(43.6)
それが長年のやり方であるから	3件 〔25.0〕(12.0)	5件 〔62.5〕(31.3)
相手方からの要求がないから	1件 〔8.3〕(4.0)	3件 〔37.5〕(18.8)
相手方に準拠規則の採用を説明するのが面倒であるから	0件 〔0.0〕(0.0)	0件 〔0.0〕(0.0)
どんな規則があるのか知らないから	9件 〔75.0〕(36.0)	1件 〔12.5〕(6.3)
どの規則が適切であるか分からないから	4件 〔33.3〕(16.0)	0件 〔0.0〕(0.0)
その他	0件 〔0.0〕(0.0)	0件 〔0.0〕(0.0)

2) 結果の実態比較

回答者ベースでは以下のようにになっていた。

徳島では、「どんな規則があるのか知らないから」は1.3社に1社、「特に問題が生じたことがないから」は1.5社に1社、「どの規則が適切であるか分からないから」は3.0社に1社、「それが長年のやり方であるから」は4.0社に1社、「相手方からの要求がないから」は12.0社に1社の回答頻度となっていた。

香川では、「特に問題が生じたことがないから」は1.1社に1社、「それが長年のやり方であるから」は1.6社に1社、「相手方からの要求がないから」は2.7社に1社、「どんな規則があるのか知らないから」は8.0社に1社の回答頻度となっていた。

両県の比較では、「特に問題が生じたことがないから」、「それが長年のやり方であるから」、「相手方からの要求がないから」は、香川では徳島と比べて高い回答頻度となっていた。一方、「どんな規則があるのか知らないから」、「どの規則が適切であるか分からないから」は、徳島では香川と比べて高い回答頻度となっていた。

回答数ベースでは以下のようにになっていた。

徳島では、「どんな規則があるのか知らないから」は4割強、「特に問題が生じたことがないから」は3割強を占め、以下「どの規則が適切であるか分からないから」は2割強、「それが長年のやり方であるから」は1割強、「相手方からの要求がないから」は4分の順となっていた。

香川では、「特に問題が生じたことがないから」は4割強を占め、以下「それが長年のやり方であるから」は3割強、「相手方からの要求がないから」は約2割、「どんな規則があるのか知らないから」は約6分の順となっていた。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

徳島県では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表5の結果であった。

表5

上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由						その他	
		特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのかわからない	どの規則が適切かわからない		
全体	25 100.0	8 32.0	3 12.0	1 4.0	0 0.0	9 36.0	4 16.0	0 0.0	
貿易形態	輸出業と輸入業	6 100.0	3 49.9	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0
	輸出業のみ	11 100.0	2 18.2	1 9.1	0 0.0	0 0.0	5 45.4	3 27.3	0 0.0
	輸入業のみ	8 100.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	0 0.0	3 37.5	0 0.0	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

香川県では、「貿易形態」と「どの規則にも非準拠理由」のクロス集計（回答数ベース）は表6の結果であった。

表6

上段：件 下段：%	合計	どの規則にも準拠しない理由						その他
		特に問題が生じたことがない	それが長年のやり方	相手方からの要求がない	準拠規則採用の説明が面倒	どんな規則があるのかわからない	どの規則が適切かわからない	
全体	16 100.0	7 43.6	5 31.3	3 18.8	0 0.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0
貿易形態	輸出業と輸入業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	輸出業のみ	8 100.0	3 37.5	2 25.0	2 25.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0
	輸入業のみ	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によってどの規則にも準拠しない理由に特徴があるかないかが分かる。

徳島では、表5のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べて高い選択傾向となっており、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸入業」は「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向となっていた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べてほぼ同じ選択傾向となっており、

「輸出業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「どんな規則があるのか知らないから」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸入業」と比べて若干高い選択傾向となっており、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、「輸出業」、「輸出入業」の順となっており、「輸出業」は「輸出入業」と比べて高い選択傾向がみられた。

香川では、表6のように、「特に問題が生じたことがないから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて高い選択傾向となっており、「輸出業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「それが長年のやり方であるから」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて高い選択傾向となっており、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸入業」は、「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向となっていた。「相手方からの要求がないから」は、「輸出業」、「輸入業」の順となっており、ほぼ同じ選択傾向がみられた。

第3章 紛争解決方法規定の有無

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「貴社が使用する貿易売買契約書の中に紛争解決方法についての規定はありますか」について質問したところ、表7の回答を得た。

表7 紛争解決方法規定の有無 (回答数ベース) (単位%)

	徳島県	香川県
	2014年 (37件)	2014年 (26件)
ある……売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定	6件 (16.2)	5件 (19.2)
ある……同業者団体の仲介による紛争解決規定	0件 (0.0)	0件 (0.0)
ある……商事仲裁による紛争解決規定	4件 (10.8)	1件 (3.8)
ある……訴訟による紛争解決規定	2件 (5.4)	2件 (7.7)
ない……売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるといふ暗黙の了解があるため	13件 (35.2)	9件 (34.7)
ない……貿易売買契約書自体を作成していない	11件 (29.7)	6件 (23.1)
その他	1件 (2.7)	3件 ⁹⁾ (11.5)

9) ・代理店契約書内に記載、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」と「ある・・・訴訟による紛争解決規定」との回答であったが処理上その他に分類

2) 結果の実態比較

徳島では、「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は約3割5分、「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は約3割、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約1割6分、「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は約1割、「ある・・・訴訟による紛争解決規定」は約5分、「その他」は約3分を占めていた。

香川では、「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は約3割5分、「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は2割強、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は約1割6分、「その他」は1割強、「ある・・・訴訟による紛争解決規定」は1割弱、「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は約4分を占めていた。

両県の比較では、「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は、徳島では香川と比べて高い回答比率となっており、徳島の方が適正な紛争解決方法を採用している場合が多いといえよう。

2 クロス集計と分析

1) アンケート結果の比較

徳島県では、「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表8の結果であった。

表8

上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無							
		ある、当事者の話し合い	ある、同業者団体の仲介	ある、商事仲裁	ある、訴訟	ない、話し合うことの暗黙の了解	ない、契約書自体を作成していない	その他	
全体	37 100.0	6 16.2	0 0.0	4 10.8	2 5.4	13 35.2	11 29.7	1 2.7	
貿易形態	輸出業と輸入業	10 100.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	6 60.0	1 10.0	0 0.0
	輸出業のみ	16 100.0	3 18.8	0 0.0	3 18.8	0 0.0	3 18.8	6 37.3	1 6.3
	輸入業のみ	11 100.0	2 18.2	0 0.0	0 0.0	1 9.1	4 36.3	4 36.4	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

香川県では、「貿易形態」と「紛争解決方法の規定の有無」のクロス集計（回答数ベース）は表9の結果であった。

表9

上段：件 下段：%	合計	紛争解決方法の規定の有無							
		ある, 当事者の話し合い	ある, 同業者団体の仲介	ある, 商事仲裁	ある, 訴訟	ない, 話し合うことの暗黙の了解	ない, 契約書自体を作成していない	その他	
全体	26 100.0	5 19.2	0 0.0	1 3.8	2 7.7	9 34.7	6 23.1	3 11.5	
貿易形態	輸出業と輸入業	6 100.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	1 16.7	2 33.3	0 0.0	2 33.3
	輸出業のみ	10 100.0	2 20.0	0 0.0	1 10.0	0 0.0	5 50.0	2 20.0	0 0.0
	輸入業のみ	9 100.0	2 22.2	0 0.0	0 0.0	1 11.1	2 22.2	4 44.5	0 0.0
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0

2) 結果の実態比較

貿易形態によって紛争解決方法に特徴があるかないかが分かる。

徳島では、表8のように、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸入業」は、ほぼ同じ選択傾向となっており、「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は、「輸出業」、「輸出入業」の順となっており、「輸出業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていた。「ある・・・訴訟による紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」、「輸入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」と比べて非常に高い選択傾向となっており、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向となっていた。「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸出業」、「輸入業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸入業」は、ほぼ同じ選択傾向となっていたが、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向がみられた。

香川では、表9のように、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「輸入業」は「輸出入業」と比べて若干高い選択傾向となっていたが、「輸出業」、「輸出入業」はほぼ同じ選択傾向となっていた。「ある・・・訴訟による紛争解決規定」は、「輸出入業」、「輸入業」の順となっており、「輸出入業」は「輸入業」と比べて若干高い選択傾向がみられた。「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるという暗黙の了解があるため」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」は、「輸出入業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸入業」

と比べて極めて高い選択傾向がみられた。「輸出入業」は「輸入業」と比べて高い選択傾向がみられた。「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は「輸出業」と比べて非常に高い選択傾向がみられた。

第4章 ウィーン売買条約の理解度

1 単純集計と分析

1) アンケート結果の比較

「貴社は『ウィーン売買条約』または『C I S G』の内容を知っていますか」について質問したところ、表10の回答を得た。

表10 ウィーン売買条約（CISG）の理解度（回答数ベース）（単位％）

	徳島県	香川県
	2014年 (38件)	2014年 (27件)
大体は知っている	2件 (5.3)	1件 (3.7)
少しは知っている	3件 (7.9)	4件 (14.8)
あまり知らない	9件 (23.7)	6件 (22.2)
ほとんど知らない	2件 (5.3)	3件 (11.1)
全く知らない	22件 (57.8)	13件 (48.2)
その他	0件 (0.0)	0件 (0.0)

2) 結果の実態比較

ウィーン売買条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods; CISG）は2019年1月現在89カ国が加盟し、わが国も2009年8月から効力が生じている。それにより輸出国、輸入国がともに同条約の加盟国で、輸出入業者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって、わが国の貿易業者は実務上同条約内容を熟知しておく必要がある。

徳島では、「全く知らない」は6割弱、「ほとんど知らない」は約5分であり、いわゆる「知らない」と回答した者は計6割強を占め、「あまり知らない」は2割強、「少しは知っている」は1割弱、「大体は知っている」は約5分であり、いわゆる「知っている」と回答した者は計約3割7分であった。

香川では、「全く知らない」は5割弱、「ほとんど知らない」は1割強であり、いわゆる「知らない」と回答した者は計6割弱を占め、いわゆる「知らない」と回答した者は計6割強を占

2) 結果の実態比較

貿易形態によってウィーン売買条約の理解度に特徴があるかないかが分かる。

徳島では、表11のように、「大体は知っている」は、「輸入業」、「輸出業」の順となっており、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「少しは知っている」は、「輸出業」、「輸出入業」の順となっており、「輸出業」、「輸出入業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「あまり知らない」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は、「輸入業」、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向となっており、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「ほとんど知らない」は、「輸出入業」、「輸出業」の順となっており、「輸出入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「全く知らない」は、「輸入業」、「輸出業」、「輸出入業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出業」と比べて高い選択傾向となっており、「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸出業」は「輸出入業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。

香川では、表12のように、「少しは知っている」は、「輸出入業」、「輸入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸出入業」は「輸入業」、「輸出業」と比べてかなり高い選択傾向となっており、「輸入業」、「輸出業」はほぼ同じ選択傾向がみられた。「あまり知らない」は、「輸出業」、「輸出入業」、「輸入業」の順となっていた。「輸出業」、「輸出入業」は、ほぼ同じ選択傾向であったが、「輸入業」と比べてかなり高い選択傾向となっていた。「全く知らない」は、「輸入業」、「輸出入業」、「輸出業」の順となっていた。「輸入業」は、「輸出入業」と比べて非常に高い選択傾向となっており、「輸出業」と比べて極めて高い選択傾向となっていた。「輸出入業」は「輸出業」と比べて高い選択傾向となっていた。

結びにかえて

以上のように本稿では、2014年の調査データに基づいて、第1章では利用トレード・タームズに準拠する規則、第2章では利用トレード・タームズに対する規則の非準拠の理由、第3章では紛争解決方法の規定の有無、第4章ではウィーン売買条約の理解度などの実態を把握し、貿易取引契約書の作成上取り決めるべき事項と実務上契約書で取り決めている事項の間に乖離があるのかについて考察し、併せて貿易業者が貿易取引を行ううえでの契約面からの留意点について言及した。

I トレード・タームズを使用するうえでの留意点

實際上、貿易業者はトレード・タームズの解釈についてどのような取り決めを行っているのであろうか。

「どの規則にも準拠していない」は、両県ともに、約3社に1社の高い回答頻度となってお

り、これを選択した業者は、一つ間違えれば紛争が生じる恐れを内包しながら取引を行っていることになる。この選択傾向は、愛媛県所在業者¹⁰⁾〔以下、愛媛と称する〕、大分県所在業者¹¹⁾〔以下、大分と称する〕、宮城県所在業者¹²⁾〔以下、宮城と称する〕、熊本県所在業者¹³⁾〔以下、熊本と称する〕においてもみられた。このような業者は、貿易形態（輸出入業、輸出業、輸入業）のいかんを問わず、この状況を十分に理解したうえで適切な措置を講じるべきである。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」は、香川では徳島と比べて高い回答頻度となっていた。また香川では、愛媛¹⁴⁾、大分¹⁵⁾、宮城¹⁶⁾、熊本¹⁷⁾と比べても圧倒的に高い回答頻度となっていた。それら4地域での調査時点（2013年）と比べて、香川は1年後であったとはいえ、理論上最善策といわれる方策を講じている業者の多いことがわかった。香川では、「どの規則にも準拠していない」、「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2010年版」がそれぞれ高い回答頻度となり、準拠規則について両極に分かれていることが明らかとなった。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ2000年版」は、香川では徳島と比べて極めて低い回答頻度となっていた。香川では2010年版が積極的に使用されている反面、徳島では2010年版、2000年版が併用される傾向がみられた。徳島の選択傾向は大分¹⁸⁾においてのみみられた。インコタームズは、任意規則であるため2010年版と2000年版を使い分けることには問題はないが、両版において規定されたトレード・タームズが異なるため、両版を十分に理解しないまま両版を使用しているのであれば不適切といわざるを得ない。

「国際商業会議所（ICC）が制定したインコタームズ（何年版かは明示しない）」は、両県

-
- 10) 吉田友之「愛媛県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察－2013年アンケート結果の追加版－」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第60巻1号、2015年6月、54～5頁〔以下、Aと称する〕。
 - 11) 吉田友之「大分県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察－2013年アンケート結果の追加版－」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第60巻4号、2016年3月、85～6頁〔以下、Bと称する〕。
 - 12) 吉田友之「宮城県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察－2013年アンケート結果の追加版－」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第62巻4号、2018年3月、122～3頁〔以下、Cと称する〕。
 - 13) 吉田友之「熊本県所在貿易企業における取引契約上の留意点に関する時系列考察－2013年アンケート結果の追加版－」『関西大学商学論集』関西大学商学会、第63巻1号、2018年6月、39～40頁〔以下、Dと称する〕。
 - 14) 同上論文A。
 - 15) 同上論文B。
 - 16) 同上論文C。
 - 17) 同上論文D。
 - 18) 同上論文B。

ともに中位でほぼ同じ回答頻度であった。この選択傾向は、愛媛¹⁹⁾、大分²⁰⁾、宮城²¹⁾においてもみられた。一応準拠規則を表示しているという点では、「どの規則にも準拠していない」場合に比べて勝ると考えられる。しかし、インコタームズは任意規則であり最新版が自動的に採用するようにはなっておらず、ひいてはインコタームズが何年版とするのかの点で業者により解釈上の差異が生じる恐れがあり、業者はこの点についても留意が必要である。

「社内で独自に作成した規則」は、香川では中位で徳島では上位にきており、香川は徳島と比べて低い回答頻度となっていた。また、「同業者団体が規定した規則」についても香川は徳島と比べて低い回答頻度となっていた。本調査からは、どのような内容の規則を社内で規定したのか、またはどのような内容の規則を同業者団体が規定したのかまでは具体的に把握できない。同業者団体がしっかりとした規則を作成している場合には問題は生じないが、この種の規定を完璧に作成するには専門的知識と経験が必要となるため、一般的には既存の規定を準拠規則とする方が業者にとっては手間や暇を省けメリットが多いといえる。

以上より、貿易業者が貿易取引でトレード・タームズを使用する場合、業者は、使用したトレード・タームズの解釈上の不一致から生じる取引上の紛争に留意すべきである。このため、業者は、その紛争を防止するために使用したトレード・タームズについて売主および買主の義務を遺漏なく取り決めておかなければならず、この取り決めを行える専門的なノウハウ・知識が不可欠であることはいうまでもない。そしてこの取り決めを時間やコストをかけて協議し完璧に行えるのであれば問題はない。しかし、こうした作業は業者にとって大変やっかいなものであり、先人は、トレード・タームズについての統一的解釈規則を策定し、業者がその規則を援用し、共通の規則を遵守することで無用の混乱を避けようとしてきたことを踏まえ、業者は最低限トレード・タームズに関する統一規則について理解を深めることが肝要となろう。

Ⅱ トレード・タームズの準拠規則を取り決めていない場合の留意点

「どの規則にも準拠していない」と回答した者からその理由を明らかにした。

「特に問題が生じたことがないから」は、香川では最も高い回答頻度となり、徳島では2位

19) 同上論文A。

20) 同上論文B。

21) 同上論文C。

22) 同上論文A, 59～61頁。

23) 同上論文B, 89～90頁。

24) 同上論文C, 125～7頁。

25) 同上論文D, 42～4頁。

の回答頻度となっていた。この選択傾向は、愛媛²²⁾、大分²³⁾、宮城²⁴⁾、熊本²⁵⁾においてもみられ最も高い回答頻度となっていた。「それが長年のやり方であるから」は、香川では上位の回答頻度となっていたが、徳島では下位の回答頻度となっており、両県にはひらきがみられた。香川では、愛媛²⁶⁾、大分²⁷⁾、宮城²⁸⁾、熊本²⁹⁾と比べて最も高い回答頻度となっていたが、徳島では最も低い回答頻度となっていた。「どんな規則があるのか知らないから」は、香川では最下位の低い回答頻度となっていたが、徳島では最上位の高い回答頻度となっており、両県にはかなりのひらきがみられた。香川では、規則自体を知らない者は少なく、徳島では規則自体を知らない者が多いことが明らかとなった。香川では、愛媛³⁰⁾、大分³¹⁾、宮城³²⁾、熊本³³⁾と比べて最も低い回答頻度となっていたが、徳島では最も高い回答頻度となっていた。「どの規則が適切であるか分からないから」は、香川では回答はなく、徳島では中位の回答頻度となっていた。徳島では、大分³⁴⁾、宮城³⁵⁾とほぼ同じ回答傾向となっていた。「相手方からの要求がないから」は、香川では中位の回答頻度となっていたが、徳島では最下位の回答頻度となっており、両県にはひらきがみられた。香川では、宮城³⁶⁾、熊本³⁷⁾とほぼ同じ選択傾向となっており、徳島では、大分³⁸⁾とほぼ同じ選択傾向となっていた。

香川では、貿易業者がトレード・タームズの準拠規則を取り決めていないおもな理由は、長年トレード・タームズに対する解釈規則に準拠していなくとも、それでとくに問題が生じたことがないこと、またそれが長年のやり方であることであった。一方、徳島では、その準拠規則を取り決めないおもな理由は、どんな規則があるのか知らないからであるが、準拠規則を取り決めていなくてもとくに問題が生じたことがないからであった。ある程度どんな規則があるのかを知っている香川においても、トレード・タームズの準拠規則に関する知識を一層周知する必要があるが、とくに徳島においては、トレード・タームズとは何か、から始めて使用したトレード・タームズの準拠規則を取り決めない場合、業者にとっていかなる問題が生じるのかについて抜本的な専門知識の理解対策を講じる必要があるものと考えられる。

26) 同上論文A。

27) 同上論文B。

28) 同上論文C。

29) 同上論文D。

30) 同上論文A。

31) 同上論文B。

32) 同上論文C。

33) 同上論文D。

34) 同上論文B。

35) 同上論文C。

36) 同上論文。

37) 同上論文D。

38) 同上論文B。

業者は、以上の状況である限り、長年同じ業者との間で取引関係があり今までとくに何のトラブルもない場合であってさえ、いつ商事紛争が生じて損失を被る恐れがあることに留意すべきであろう。

Ⅲ 商事紛争処理方法に関する留意点

貿易業者が契約書で紛争解決方法を規定していない場合、「ない・・・売買当事者には誠意をもって話し合いにより解決をはかるとい暗黙の了解があるため」は、両県ともにほぼ同じく最も高い回答比率となっていた。両県では、愛媛³⁹⁾、大分⁴⁰⁾、宮城⁴¹⁾と同じく最も高い回答比率となっていた。「ない・・・貿易売買契約書自体を作成していない」は、両県ともに上位の回答比率となっていた。両県では、大分⁴²⁾、宮城⁴³⁾と同じく上位の回答比率となっていた。両県では、契約書で紛争解決方法を規定していないとする上述の2つの回答を合計すると半数以上を占めていた。同じ回答傾向は、その方法を半数以上が規定していなかった、愛媛⁴⁴⁾、大分⁴⁵⁾、宮城⁴⁶⁾においてもみられた。これらは紛争解決方法として気休め程度に過ぎまもなく実効性のない方法である。とくに契約書自体を作成していないのは貿易業者として論外であるといわざるを得ない。業者はこれらの諸点に留意が必要となる。

当事者が契約書で紛争解決方法を規定している場合、「ある・・・売買当事者が誠意をもって話し合いをおこなう旨の紛争解決規定」は、両県ともに中位の回答比率となっており、大分⁴⁷⁾、宮城⁴⁸⁾と同じ回答傾向がみられた。両県ともに上述したように半数以上が契約書で紛争解決方法を規定していないうえに、その方法を規定している場合であっても具体的な解決策を規定していない。これは、大分⁴⁹⁾、宮城⁵⁰⁾においても同じ傾向となっていた。さらに愛媛⁵¹⁾、熊本⁵²⁾を加味すると、契約書で紛争解決方法を規定しようがまいが、基本的に紛争は業者の話し合いにより解決するという意向の強いことがみてとれた。業者は、紛争発生時にはそ

39) 同上論文A, 64～6頁。

40) 同上論文B, 93～4頁。

41) 同上論文C, 128～9頁。

42) 同上論文B。

43) 同上論文C。

44) 同上論文A。

45) 同上論文B。

46) 同上論文C。

47) 同上論文B。

48) 同上論文C。

49) 同上論文B。

50) 同上論文C。

51) 同上論文A。

52) 同上論文D, 46～7頁。

の解決に向けて努力することは当然であり、その当然ともいえることを紛争解決方法として規定したところで具体的な解決方法でなければ実効性に乏しい規定であるといわざるを得ない。「ある・・・訴訟による紛争解決規定」は、両県ともに下位の回答比率となっていた。これは紛争方法を規定しないより有効であるが、商事紛争の解決方法として用いることは一般的にリスクが高いと考えられている。ただ今後、各国においてウィーン売買条約に基づく判決が蓄積されていくことにより、訴訟が商事紛争方法として適切となり採用されていくことも予想される。「ある・・・商事仲裁による紛争解決規定」は、実務上最も現実的で適切な解決策とされているが、両県ともに下位の回答比率となっていた。これは、愛媛⁵³⁾、大分⁵⁴⁾、宮城⁵⁵⁾、熊本⁵⁶⁾においても同じ回答傾向となっていた。しかし、徳島では、香川、愛媛⁵⁷⁾、大分⁵⁸⁾、宮城⁵⁹⁾、熊本⁶⁰⁾と比べて一段高い回答比率となっていた。もちろんこの解決策を規定した場合であっても、それで十分な解決が図れるわけではない。実際には仲裁機関名、仲裁規則を指定しそこから下された裁定が業者に対してどのような効果をもたらすのかなどについて詳細に規定する必要がある。したがって、そのような手当を行った業者の割合はさらに低くなると推測できる。

業者は、過去に業者間で紛争が生じなかった場合であってもそれはたまたまそうなのであると考え、実効性のある紛争解決方法を規定しておくことが肝要である。また、業者は、紛争が生じるのか否かわからない時点で紛争解決方法の規定を要求するのは相手方に対して気が引ける思いもあろうが、この種の規定は最悪の事態を想定したものであり、結局は業者のためになることを理解すべきである。

IV ウィーン売買条約における留意点

両県ともに約6割がウィーン売買条約を「知らない」と回答していた。一方、両県ともに「知っている」との回答比率は約4割でほぼ同じであった。両県での調査時点が、愛媛⁶¹⁾、大分⁶²⁾、宮城⁶³⁾、熊本⁶⁴⁾と比べて1年後であることを考慮すると「知らない」が低下していることは明らかであるが、想定したほどの回答比率にはなっていなかった。筆者は同条約の理解度が低い

53) 同上論文A。

54) 同上論文B。

55) 同上論文C。

56) 同上論文D。

57) 同上論文A。

58) 同上論文B。

59) 同上論文C。

60) 同上論文D。

61) 同上論文A, 69～70頁。

62) 同上論文B, 96～7頁。

63) 同上論文C, 131～2頁。

64) 同上論文D, 49頁。

であろうことは予想していたが、同条約が有効となって5年が経過した時点での調査であることを勘案すると、業者は、自己にとって極めて危うい状況下で貿易取引を行っていることが明らかとなった。

貿易業者は、実務上の貿易取引では相手方とのかけひきがあり交渉事となるため、理論的に適正な取り決めが必ずしもできるとは限らない。結果として問題を残したままで契約書を作成することになるかもしれない。しかし、業者にとっては当該取引で用いた契約書の中に問題があることを自覚して取引を行ったのか自覚なしにそれを行ったのかが重要な意味をもつ⁶⁵⁾。前者の場合には、それによって生じるかもしれない紛争を予期し、その対応策についての準備をすることができよう。さらにその後の貿易取引では生じるかもしれない問題を少しでも解消できる方向に本稿を参考として契約内容を改善することができる。一方、後者の場合には、貿易取引を円滑に遂行するうえで必要となる基礎的知識をまず理解し問題点を自覚できるようにすべきであろう。

以上、本稿で指摘した諸点が、貿易業者にとって紛争防止のための一助となれば幸いである。

以 上

アンケート調査にご回答頂いた徳島県、香川県内の各企業に対して深謝いたします。また分析内容の文責は一切筆者にあることを申し添えます。

65) 厳密にはもっと詳細な取り決め内容を要するがここではアンケート調査に関する部分の概括的な指摘にとどめた。